

【セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）】

平成30年中に支払ったスイッチOTC医薬品（特定一般用医薬品等）の購入費が一定の金額以上ある場合において、その年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の健康診査や予防接種等を行っているときには、医療費控除との選択により、次の計算式によって計算した金額を所得額から控除することができません。

なお、医療費控除の特例を受けるには、医薬品を購入した薬局やドラッグストア等の名称ごとに、購入した医薬品の名称や支払額等を集計する「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要となります。また、適用を受ける年分で健康診査や予防接種等の一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添

付又は提示が必要です。明細書は、役場税務住民課窓口で配付しているほか、国税庁ホームページから様式をダウンロードして使用することや、「確定申告書等作成コーナー」で「セルフメディケーション税制の明細書」を作成し、申告することができません。

セルフメディケーション税制は、領収書の提出が不要です

平成29年分の確定申告から、「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要となりました。

※医薬品購入費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。（税務署から求められたときは、提示又は提出しなればなりません。）

（注）平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医薬品購入費の領収書の添付又は提示によることもできます。

詳しくは、確定申告については、国税庁ホームページ、住民税申告については、総務省ホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/index.htm>

総務省ホームページ

[www.soumu.go.jp](http://www.soumu.go.jp)

セルフメディケーション税制の控除額  
(最高8万8千円)

$$\left( \begin{array}{l} \text{平成30年中に} \\ \text{支払った医薬品購入費} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{保険金等で} \\ \text{補てんされる額} \end{array} \right) - 1万2千円$$

【家屋を取り壊したときは届出が必要です】

固定資産税は、毎年1月1日を基準日として町が課税しています。平成30年中に家屋を取り壊した場合、速やかに提出してください。届出がない場合、取り壊した家屋分の固定資産税を課税してしまふ場合があります。また、未登記の家屋が売買等により所有者が変わった場合は、「未登記家屋名義変更届出書」を

提出してください。

なお、登記されている不動産については、登記簿上の所有者に課税することになっていきますので、売買等の異動があった場合は、速やかに所有権移転登記を行ってください。

■お問い合わせ

税務住民課  
税務・収納グループ  
4-2511内線114  
☆4-251103  
名寄税務署  
☎01654-2-2157

おたんじょうびおめでとう  
まちのたから



たかはし じお

南町 高橋 侍央 くん

(平成27年12月13日生まれ)

好きな食べ物 魚、ブロッコリー、フライドポテト  
好きなあそび ストライダー、ゲーム

妹が生まれてからは、少しずつお兄ちゃんらしくなってきたね。お喋りしたり、歌を歌ったり、毎日楽しませてくれてありがとう。これからも侍央の成長を見守っていくからね。